

# 管 理 組 合 規 約

いわきニュータウンケーブルテレビジョン管理組合

平成22年	7月11日	施 行
平成24年	2月26日	変 更
平成25年	2月24日	変 更

## いわきニュータウンケーブルテレビジョン管理組合 規約

### 第1条 (名称および所在地)

本組合は、「いわきニュータウンケーブルテレビジョン管理組合」(以下「CATV 管理組合」という。)と称し、事務局をいわき市中央台飯野四丁目2-4(株)いわきニュータウンセンター内に置く。

### 第2条 (目的)

CATV 管理組合は、いわき市中央台鹿島一丁目の一部、鹿島二丁目、鹿島三丁目、高久三丁目における良好なテレビ放送の視聴を確保するため、テレビ共同受信施設の改修、保守および維持管理ならびに機能向上を図るための必要な業務を行うことを目的とする。

### 第3条 (業務)

1. CATV 管理組合は、第2条の目的を達成するために次に掲げる業務を行うものとする。

- ① CATV 施設の維持管理に関すること
- ② 組合費の徴収および保管ならびに支出に関すること
- ③ その他前各号の業務を行うにつき必要な事項に関すること

CATV 施設とは、マスターアンテナ、ヘッドエンド、引込用クロージャ、V-ONU ならびに光ケーブル等をいう。

2. 維持管理の範囲は、CATV 施設については CATV 管理組合において行うものとし、各戸の V-ONU の二次側から家庭内の施設については、各組合員の責任において行うものとする。

3. 理事長は、理事会の承認を得た者に CATV 管理組合の業務の一部を委託することができる。

### 第4条 (CATV 管理組合員資格と権利義務の引継)

1. CATV 管理組合の組合員は、中央台鹿島一丁目の一部、鹿島二丁目と三丁目の全域、及び高久三丁目の全域においての CATV 施設の利用者とする。

2. 組合員は、本規約のもとに平等の権利および義務を有する。

3. 組合員は、自己の所有する土地を売買その他の原因により第三者に譲渡等した場合は、その新たなる所有者(新組合員)に組合員としての権利義務の一切を引継させるものとする。

### 第5条 (組合費)

組合費は、施設改修積立基金(以下「基金」)と維持管理費に分かれる。

#### 1. 施設改修積立基金

- ① 施設改修積立基金は一戸につき 50,000 円とする。
- ② 前事業者から継続して CATV に加入している組合員は、前事業者に納入した加入金を CATV 管理組合で引継ぎ、施設改修積立基金とする。
- ③ 新たに組合に加入する者および以前に契約解除し加入金の返却を受けた者は、加入する際、一戸につき 50,000 円の施設改修積立基金を納入するものとする。  
なお、組合員が CATV 施設を利用開始する際の引込工事費として 50,000 円を別途負担するものとする。
- ④ 基金は、事由、名目の如何を問わず返金しないものとする。
- ⑤ 基金は、CATV 施設の大規模な改修、修繕が発生した場合、総会決議により充当する。

#### 2. 維持管理費

- ① 維持管理費は、1戸につき年額 6,000 円を CATV 管理組合に支払うものとする。年度途中加入の場合は、入居の翌月以降分(月数×500円)とする。
- ② 維持管理費の支払いは、1月末に1年分を支払うものとする。

- ③ 維持管理費は、次に掲げる費用に充当する。
  - i CATV 施設の維持管理運営費
  - ii CATV 施設用電柱の使用料等
  - iii その他組合員が共同で負担することが必要と認められる費用
- ④ 組合員が転居する場合、事前に申し出があれば維持管理費用の前納分については転出の翌月以降分を返金する。
- ⑤ 組合員が毎年3月末までに当年度分の維持管理費の支払いをしない場合（年度途中で利用を開始した組合員については2ヶ月以上支払いをしない場合）には、理事会の決定により、テレビ放送の送信を停止することができるものとする。
- ⑥ CATV 管理組合は、天災地変等により CATV 施設が損壊した場合、あるいは大規模な修理、修繕が発生した場合は、理事会の決定により基金を流用し、修理、修繕を行い、総会を経て臨時組合費を徴収し、基金に充当するものとする。

#### 第6条（加入および退会）

- 1. 第4条第1項の区域内で CATV 施設の利用を希望する者は、予め CATV 管理組合に加入しなければならない。
- 2. CATV 管理組合は、第4条第3項の規定に該当する場合を除き、前条第1項第3号に定める引込み工事を行うものとする。なお、各住居内の工事は、組合員の負担とする。
- 3. 退会を希望し退会届を提出した者、又はその他の事情で組合員としての資格を失ったと理事会で判断した者は退会とする。ただし、前条により、施設改修積立基金および引込工事費は返金しないものとする。

#### 第7条（代議員の任務および活動費）

- 1. 代議員は、組合員の中から組（町内会の組と同様とする。）ごとに1名（原則として組長）を選任するものとする。ただし、組合員が10名以下の場合、隣接する組と合併して1名を選任するものとする。
- 2. 代議員は、組内の意見を収集して、総会に出席し議決権を行使することができる。
- 3. 代議員は、組合の連絡事項を所属する組の組合員に伝達する。
- 4. 代議員は、所属する組において、組合員に変更があった場合には、速やかに CATV 管理組合に連絡するものとする。
- 5. 代議員は、各地区2名の役員候補者を総会に推薦する。
- 6. 代議員の任期は、後任者への業務引継が終了するまでとする。
- 7. 代議員には活動費を支給する。

#### 第8条（総会）

- 1. 定期総会は、役員と代議員により構成し、理事長が召集する。原則として毎年1回2月に開催する。
- 2. 理事長が必要と認めた場合、臨時総会（役員と代議員により構成）および全組合員総会を召集できる。
- 3. 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。
- 4. CATV 管理組合は、総会の議事録を作成し、保管する。

#### 第9条（議決事項）

次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- ① CATV 管理組合規約、細則の制定または改廃に関する事
- ② 役員を選任、解任に関する事
- ③ CATV 管理組合の予算、決算および事業計画、事業報告に関する事

- ④ 組合費に関する事
- ⑤ CATV 管理組合の運営または業務執行に関する基本的な方法の決定または変更に関する事
- ⑥ CATV 管理組合に帰属する重要な財産の処分に関する事
- ⑦ 本規約に定めのない事項

#### 第 10 条 (議決の方法)

- ① 定期総会及び臨時総会は、第 8 条に定める代議員の過半数の出席をもって成立し、出席代議員の過半数により議決する。
- ② 全組合員総会は、全組合員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、3 分の 2 以上の賛成により議決する。

#### 第 11 条 (事業縮小、廃止及び財産の帰属)

CATV 管理組合が事業を縮小及び廃止する場合には

- ① 全組合員総会の 3 分の 2 以上の賛成により議決を得る。
- ② 業務区域を縮小及び廃止する場合、アンテナのない街並み等の景観保全に十分配慮する。
- ③ 難視聴区域において、CATV 管理組合員の難視聴対策を責任を持って行うものとする。
- ④ 事業廃止時の、CATV 管理組合の資産は、難視聴対策に優先して充当し、残る資産は組合員平等の持ち分とする。

#### 第 12 条 (役員)

CATV 管理組合には次の各号により、組合員の中から選任した役員を置く。

- 1. 役員は、各地区の代議員の推薦により各地区 2 名を選出、原則として 8 名とし、役員相互により、理事長 1 名、副理事長 3 名、書記担当理事 1 名、会計担当理事 1 名、監査役 2 名を決定する。
- 2. 理事長は、理事会の承認を得て、必要に応じて顧問を選任することができる。

#### 第 13 条 (役員任期)

役員任期は、選任された年の定期総会より翌年の定期総会までの 1 年とし、再任を妨げない。但し、欠員または増員による役員任期は現に存する他の役員任期に従う。

#### 第 14 条 (役員義務及び解任)

- 1. 役員は、規約及び総会の議決を守り、CATV 管理組合のためにその職務を遂行する義務を負い、自己の過失により CATV 管理組合に損害を与えた役員は、損害賠償の責任を負う。
- 2. 組合員は、前項に反した役員に、組合員の過半数の同意又は総会の議決により解任することができる。

#### 第 15 条 (理事会)

- 1. 理事は、総会の決議および規則等に基づく CATV 管理組合の業務を遂行する。
- 2. 理事会は、原則として月 1 回開催するほか、必要に応じ理事長が召集し、開催する。
- 3. 理事会の議事は、理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数の同意で決定する。
- 4. 監査役は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### 第 16 条 (役員任務および手当)

- 1. 理事長は、CATV 管理組合を代表し、総会および理事会の決議に基づいて、CATV 管理組合の業務を遂行する。
- 2. 理事長は、その職務の一部を理事に委託することができる。
- 3. 理事長の執行する CATV 管理組合の業務に関して、理事長が得た債権および債務は、組合員の全員に及ぶものとする。
- 4. 理事長は、総会においてその業務に関する報告をしなければならない。

5. 副理事長は、理事長を補佐し、また理事長に事故ある時または理事長が欠けた時は1名がその職務を後任決定まで代行する。
6. 書記担当理事は、CATV管理組合の運営に必要な記録と事務を行う。
7. 会計担当理事は、CATV管理組合の運営に必要な会計を行う。
8. 監査役は、CATV管理組合の経理、財産の状況、業務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。
9. 役員には役員手当を年度末に支給する。

#### 第17条（会計年度）

会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

#### 第18条（予算、決算）

1. 理事長は、予算を作成し、総会の議決を得なければならない。
2. 理事会は、総会において議決された予算に基づいて、適正な執行および会計処理を行うものとする。
3. 理事長は、前条に定める会計年度終了後、当該年度の決算を作成し、総会の承認を得なければならない。

#### 第19条（余剰金等）

当会計年度の余剰金は、翌会計年度に繰入れることができる。ただし、百万円以上の余剰金の場合には百万円単位で施設維持管理基金に積み立てることを原則とする。また、不足した場合は、第5条に基づき総会決議により充当又は臨時徴収することができる。

#### 第20条（会計帳簿等の閲覧）

CATV管理組合は、組合員から会計帳簿および総会議事録の閲覧請求があったときは、これに供しなければならない。

#### 第21条（罰則）

組合員が組合費等を支払わないなど規約に違反したとき、または理事会の勧告に従わないとき、理事長は理事会の議決を得て、組合員に対して費用の徴収について延滞金を付加するか送信停止など必要な措置をとることができる。

### 付 則

1. 本規約は、平成22年7月11日から施行する。但し、第4条、第5条、第17条、第18条、第19条、第20条は、UR都市機構、いわきニュータウンセンターからの譲渡終了後から効力を発するものとする。また、第5条2項の維持管理費の徴収は、平成23年度は、譲渡後の8月から12月まで5ヵ月分の2,500円を徴収し、24年度から1年分の6,000円を徴収する。
2. 本管理組合の備え付け帳簿
  - (1) 会計諸帳簿
  - (2) 預金通帳
  - (3) 組合員名簿
  - (4) 総会議事録、理事会議事録
  - (5) 資産台帳
3. 役員手当（月）と代議員活動費（年）

理事長（月）20,000円、副理事長（月）10,000円、会計担当理事、書記担当理事（月）5,000円  
監査役（月）5,000円、代議員（年）1,000円、交通費 実費相当額